

未公開株の購入被害について

平成 1 8 年 4 月 2 4 日

「株」に対する関心の高さに加え、最近では新規公開株の人気上昇もあり、未公開株購入に関する被害が一般消費者の間で広がっております。知人から「上場間近だから儲かる。」と言われ未公開株の購入を勧められたり、また、はっきり契約していないのに配当金を渡されたりといったケースなどの、未公開株購入に関する相談が寄せられています。

**【相談事例】**

娘が友人に未公開株の購入を勧められ、取引会社の営業員の説明を聞いた。「今、投資をすれば、1年後に倍になります。今月決算なので申し込みとしておきますか？入金していただいた方には1%の配当金ができます。」と言われ承諾した。来週入金約束をし、配当金の前払いを受けたが、信用できないので申し込みを撤回させたい。

**【処理概要】**

関係機関に問い合わせたところ、「当該業者が実存する会社かどうかは不明だが、聞いたことがない。未公開株については詐欺まがいの手法で被害が拡大している。」との回答を得た。相談者に書面で契約の意思がないことを伝え、受け取った配当金は返還するよう助言した。

**【アドバイス】**

未公開株の売買を行うことができるのは、証券業の登録を受けている証券会社や発行会社に限られています。

未公開株は譲渡制限がある場合が多く、一般に株券が出回ることはありません。

証券会社が、「上場間近」、「値上がり確実」といった断定的判断を提供して勧誘することは、証券取引法により禁止されています。

発行会社自身が第三者と共謀して詐欺的な行為を行っている事例もあります。少しでも不審に思った場合は、取引は見合わせることをお勧めします。

未公開株に関する勧誘には応じず、きっぱり断ることが大切です。

未公開株の購入を勧められて不審に思ったなら、最寄りの消費生活センターか市町村の相談窓口にご相談してください。